

平成28年度 埼玉県環境みらい資金融資のご案内

～低金利・長期固定の融資で事業者の環境問題への取組を支援します～

次のような方にご利用いただけます

企業の方

個人事業主の方

- ◆ 老朽化した熱源設備(ボイラーなど)の更新をお考えの方 ※新機種への更新はCO2削減につながります!
- ◆ 工場や事務所の照明や空調の設備を高効率のものに更新をお考えの方
- ◆ 太陽光パネルなどを設置して発電された電気を自社内でご利用をお考えの方
- ◆ 電気自動車用や天然ガス自動車用、燃料電池車用の充電設備の設置をお考えの方

→ 上記のような場合は **温室効果ガス排出削減対策** をご利用いただけます。

限度額

1億5,000万円

(10万円未満切捨て)

融資利率(年利・固定)

0.4%または0.1%^(※1)

返済期間

10年または7年^(※2)
以内

※1 融資利率の0.1%は「埼玉県信用保証協会による信用保証を付した場合」に適用されます。別途信用保証料が必要となります。

※2 返済期間の7年以内は「融資額3,000万円以内」または「中小企業者等以外の方」の場合に適用となります。

(注) 一定の設備要件があります。また上記の例のほかにも対象となるものがありますのでお問い合わせください。

- ◆ 騒音、振動、汚水の処理など公害発生を防止する設備の整備をお考えの方
- ◆ 吹き付けアスベスト工事に伴う粉じんの飛散防止をお考えの方
- ◆ 事業系廃棄物の処理施設の整備をお考えの方
- ◆ 再生資源の利用促進に必要な施設の整備をお考えの方

→ 上記のような場合は **公害防止対策** をご利用いただけます。

限度額

1億5,000万円

(10万円未満切捨て)

融資利率(年利・固定)

1.32%または1.02%^(※1)

返済期間

10年または7年^(※2)
以内

※1 融資利率の1.02%は「埼玉県信用保証協会による信用保証を付した場合」に適用されます。別途信用保証料が必要となります。

※2 返済期間の7年以内は「融資額3,000万円以内または産業廃棄物の適正処理に要する経費の場合」に適用になります。

(注) 一定の設備要件があります。また上記の例のほかにも対象となるものがありますのでお問い合わせください。

お問い合わせはこちらまで

埼玉県環境部温暖化対策課 中小事業者対策担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(電話) 048-830-3021 (FAX) 048-830-4777

(E-mail) a3030-04@pref.saitama.lg.jp

(県HP) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraishikin/index.html>

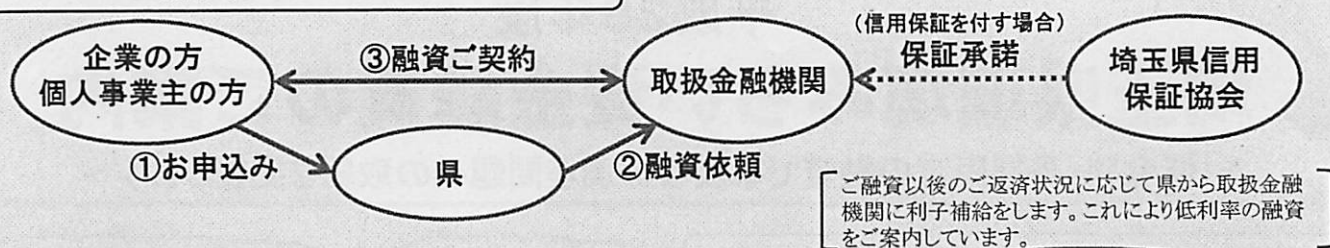


埼玉県のマスコット
コバトン



彩の国
埼玉県

ご融資までのながれ



融資の対象となる方の条件

次の要件をすべて満たす事業者の方にご利用いただけます。

- (1) 県内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること(県外から全部移転した方は県外実績を含みます。)
- (2) 税金を滞納していないこと
- (3) 事業に必要な許認可、登録等を受けていること 等

ただし、公害防止対策は
中小事業者等に限りです。

○温室効果ガス排出削減対策は、ESCO事業も利用可能です。

平成28年度の融資条件

区分	温室効果ガス排出削減対策	公害防止対策
融資限度額	1億5,000万円(10万円以上・10万円未満切捨て)	
融資利率※1	年0.40%(年0.10%)以内・固定金利	年1.32%(年1.02%)以内・固定金利
返済期間	融資額が3,000万円超の場合は10年以内※2、3,000万円以内の場合は7年以内	
返済方法	1年以内据置、元金均等月賦償還	
信用保証	取扱金融機関※3との協議により、必要に応じて付します	
担保・保証人	取扱金融機関※3(埼玉県信用保証協会)とご協議のうえ定めていただきます	

※1 融資利率の()内は信用保証を付した場合(別途信用保証料がかかります)。利率は金融情勢により変更となる場合があります。

※2 「産業廃棄物の適正処理に要する経費」「大企業の方」は融資額にかかわらず7年以内となります。

※3 銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本支店となります。

(注) 県、取扱金融機関(埼玉県信用保証協会)の審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

★県内に本支店のあるすべての銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫でお取扱いが可能です。

ご注意ください

次のような場合は本融資の対象とはなりません。

- (1) 融資対象経費のうち、土地、住宅、車両及び運搬具、設置に必要な許可等を受けていないもの、公害の発生するおそれのある設備、埼玉県以外に設置する設備、申込者以外の者が使用する場合、申込時において支払済・設置済の場合
- (2) 温室効果ガス排出削減対策であって生産施設の拡充、運用対策、機器の構成する一部分の交換や備品等、住宅用途のそれぞれに要する経費
- (3) 公害防止対策であって公害発生者以外の者が公害発生者のために要する経費

お申し込みはこちら

県温暖化対策課 または **地元の商工会議所・商工会** [郵送・持参いずれも可]

(注1) 対象設備設置完了前、かつ、施工業者へのお支払い前までに、県の融資認定及び取扱金融機関の融資実行が必要となります。県、取扱金融機関(信用保証協会)の審査には時間を要しますので余裕をもってお申し込みください。

(注2) 予算額を超過する恐れがある場合には、年度途中であっても、お申込できない場合がありますので予めご了承ください。

★お申込書の様式は埼玉県HPからダウンロードできます。 *お申込みに必要な書類もご確認ください。

(県HP) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/miraishikin/index.html>